

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設）

No	6	府省庁名 文部科学省
対象税目	その他（関連する税目）	
要望項目名	消費税引上げに伴う教育に係る経費負担の軽減	
要望内容 （概要）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</li> <li>—</li> <li>・ 特例措置の内容</li> </ul> <p>消費税率の引上げ（※）に伴う学校法人等の経営への影響により、教育研究の質が低下しないよう、また学校に通う学生・生徒の経済的負担の増加により、意欲と能力のある学生等が進学等を断念することが無いよう、税制上の配慮を行う。</p> <p>※ 消費税率の引上げについては、本年秋に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）附則第18条にのっとり、経済状況等を総合的に勘案して、判断を行うこととされている。</p>	
関係条文	—	
減収見込額	—	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>消費税率引上げに伴う教育に係る経費負担を軽減するための措置を講じることにより、現下の厳しい経済状況における学校法人の経営の安定をはかり、消費税率引上げに伴う教育費負担の増加を心配することなく、学生・生徒に引き続き適切な教育を受けさせることができる環境を整備する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>我が国の教育費の私費負担割合は諸外国と比較して高く、また、内閣府「社会意識に関する世論調査」によると、子育ての辛さの内容として「子どもの将来の教育にお金がかかること」を挙げた者の割合が、全体の4割を超え最も多く、一貫して増加傾向にあるなど、教育費に対する国民の負担感が非常に大きいことが明らかになっている。</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政（平成24年度版）」によれば、私立大学の収入に占める学納金（授業料等）の割合は、76.2%となっており、私立学校の運営は学納金に著しく依存した構造となっている。</p> <p>このような状況の中、消費税率が引上げられた際に、学校法人等の経営に影響が及ぶことが想定されるが、教育研究の質を低下させることなく、学生等に対する負担が過大にならないようにするため、税制上の配慮を行うことが必要である。</p> <p>※ 授業料、入学金・入園料、施設整備費、入学検定料等に係る消費税は現在非課税とされている一方、学校法人等が仕入れを行う際に係る消費税については課税扱いである。非課税売上に対応する課税仕入れについては、仕入税額控除の対象外であるため、<u>財政上又は税制上の措置を講じない限り、学校法人等に係る新たな負担を授業料等に転嫁せざるを得なくなる。</u></p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○教育振興基本計画 基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援 基本施策29 私立学校の振興  ○政策評価体系における位置付け  政策目標6 私学の振興 施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	(平成25年度当初予算) ・私立大学等経常費補助 3,237億円 ・私立高等学校等経常費助成費等補助 1,022億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記のような予算上の措置と税制上の措置とが相まって、学校法人の経営基盤が安定し、質の高い教育研究が行われるとともに、家庭の教育費負担が一層軽減される。
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成元年度 授業料等の消費税非課税措置 特定扶養控除の上乗せの創設</li> <li>・平成3年度 消費税の非課税措置の対象拡大</li> <li>・平成6年度 複数税率や私費外国人留学生統一試験等の非課税要望</li> <li>・平成25年度 消費税増税に伴う教育費負担の軽減</li> </ul>